

# 上三川町部活動の地域展開基本方針

令和7年3月24日

上三川町教育委員会

## 目次

はじめに	1
1 国や県の動向	2
2 町の中学校の部活動を取り巻く現状や課題	3～4
3 町の基本的な考え方	5～6
4 町・学校・地域等の役割	7～8
5 地域クラブ活動の実施内容	9
終わりに	10
資料編	11～14

## はじめに

近年の急速な人口減少及び少子化の進行は、学校教育にも大きな影響を及ぼしているところではあります。

中学校の部活動においては、部員数の減少や募集停止の部活動数増加、さらには学級数の減による教職員数不足から、顧問配置に関する問題が表出するなど課題が山積しています。

また、教職員の時間外勤務の負担軽減や生徒との向き合う時間の確保に向けた働き方改革を推し進めていくことも急務となっています。このようなことから、従来どおりの部活動を継続し、運営することが困難になりつつあります。

しかしながら、部活動が生徒の体力や技術の向上を図るだけでなく、人間関係の構築、学習意欲の向上、また、自己肯定感や責任感、連帯感の涵養に資するといった、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義を有することも看過できない事実です。

こうした中、課題解決に向けて、これまでの学校部活動のレガシーを継承した新たな部活動のあり方が求められています。

そこで、町教育委員会では、「上三川町中学校の部活動検討委員会」を設置し、子供たちのスポーツ・文化芸術活動を支える環境づくりに力を注ぐとともに、働き方改革による教職員の負担軽減を考慮した部活動の地域展開について提言を受け、「上三川町部活動の地域展開基本方針」を策定しました。この基本方針のもと、中学校部活動の地域展開を進め、子供たちの豊かな心を育む環境づくりに向けて、学校と地域の連携がより一層育まれるようにしてまいります。

## 1 国や県の動向

### (1) 国の方針

学校部活動は、同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化の進展による生徒数と教職員の減少など、学校規模が縮小する中で、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することは困難になってきています。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中で、より一層厳しいものとなっています。

このような状況の中、国は令和2年9月に、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、令和5年度以降に休日の段階的な地域移行を図る方針を示しました。

また、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置付け、各地域の実態に合わせて、休日の学校部活動の段階的な地域移行を推進することが示されました。

### (2) 県の方針

栃木県教育委員会では、国の方針を踏まえ、令和5年3月に「とちぎ部活動移行プラン～公立中学校の部活動を地域クラブ活動へ～」を策定し、以下の目標が示されました。

#### 【基本目標】

生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

#### 【活動目標】

令和7(2025)年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指します。

## 2 町の中学校の部活動を取り巻く現状や課題

### (1) 町内中学校の全生徒の推移 **上三川町立小中学校の適正規模・配置に向けた基本方針より**

平成30年	令和5年	令和10年
970人	862人	786人

- ・町内の生徒数は、この5年間で108人減少しています。また、今後5年間で、76人が減少する見込みです。このことは、部活動設置数、並びに教職員の部活動顧問配置数等にも影響してきます。

### (2) 町内中学校における運動部活動加入率の推移 **上三川町の運動部活動に関する調査より**

平成30年	令和5年
75.6%	72.2%

- ・町内中学校の運動部活動加入率は、令和5年までに3.4%が減少しています。この背景には、地域のスポーツクラブに所属する生徒が増えているなど、学校部活動以外の多様なニーズの存在が挙げられます。また、近年、部活動に参加しない生徒が増加傾向であることも要因の一つです。

### (3) 中学校教職員の時間外勤務時間について **R5 上三川町の勤務状況データより**

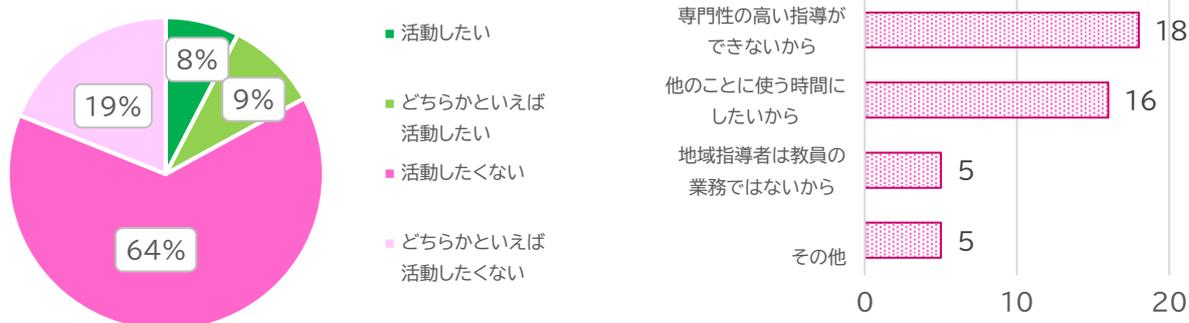
超過勤務45時間以上の割合	46% ( 34% )
超過勤務80時間以上の割合	7% ( 4% )

( ) は小学校教員

- ・中学校教員の約半数46%が45時間以上超過勤務しています。小学校教職員と比較しても、超過勤務の割合は高いことから、部活動指導がその要因の一つと考えられます。

### (4) 教職員の地域クラブ活動指導者に関する意識 **上三川町中学校部活動意識アンケート(R6.2)より**

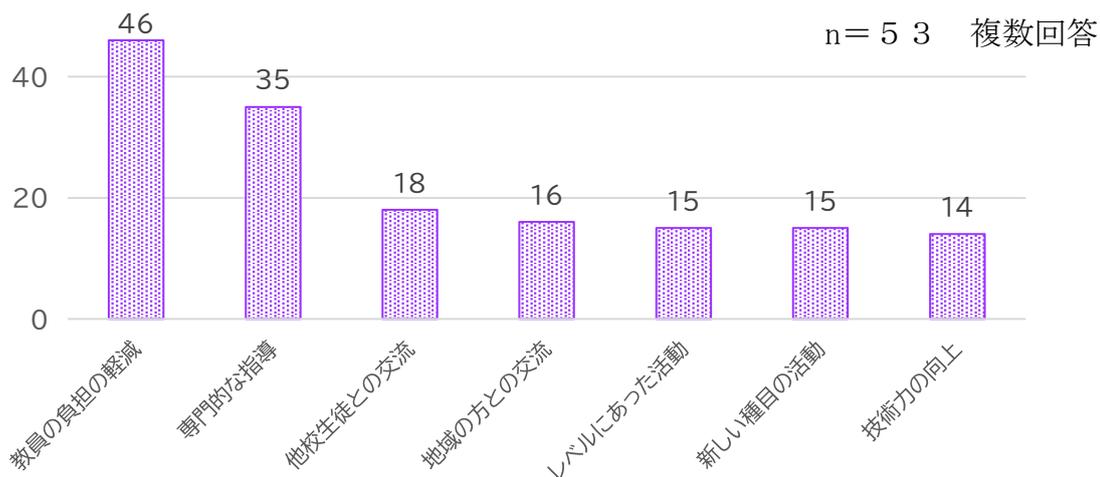
ア「休日」の部活動が地域移行された場合、イ 地域指導者として活動したくない理由  
現在担当している部活動の「地域指導者」として活動したいか。



- ・現在の部活動顧問の中で、「休日の地域指導者として活動したい」との回答は8%となっています。

消極的な理由として、「自分の専門以外の部活動を担当しているから」「自分の時間を確保できないから」等が挙げられています。このことから部活動指導に負担を感じている教職員が存在するということがうかがえます。

#### ウ 教職員が地域クラブ活動に期待すること



- ・教職員が休日の地域クラブ活動に期待することは、教職員自身の負担軽減が最も多いです。また、生徒の活動における意欲や技術向上のため、地域指導者による専門的な指導を求めていることもわかります。

このように、少子化における部員の減少、地域クラブ活動へ参加する生徒の増加、生徒や保護者等のスポーツ・文化芸術活動への多様なニーズへの対応など、学校部活動のみでは対応ができない状況になっています。また、クラス減少に伴う教職員の部活動顧問の配置、経験をしたことがない部活動を担当する教職員、休日における時間の拘束など、教職員の負担が大きくなってきています。

町では、こうした現状を打破し、生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、学校や地域が連携しながら地域ぐるみで子供たちを育てるような環境づくりを構築していこうと考えています。

### 3 町の基本的な考え方

#### (1) 本基本方針の趣旨

本基本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、新たな地域クラブ活動を整備するために、上三川町教育委員会の考え方を示すものです。学校部活動の地域クラブ活動への展開は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備をするものです。

その際、これまで培ってきた学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、多様な学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要です。

#### ☆町の基本的な考え

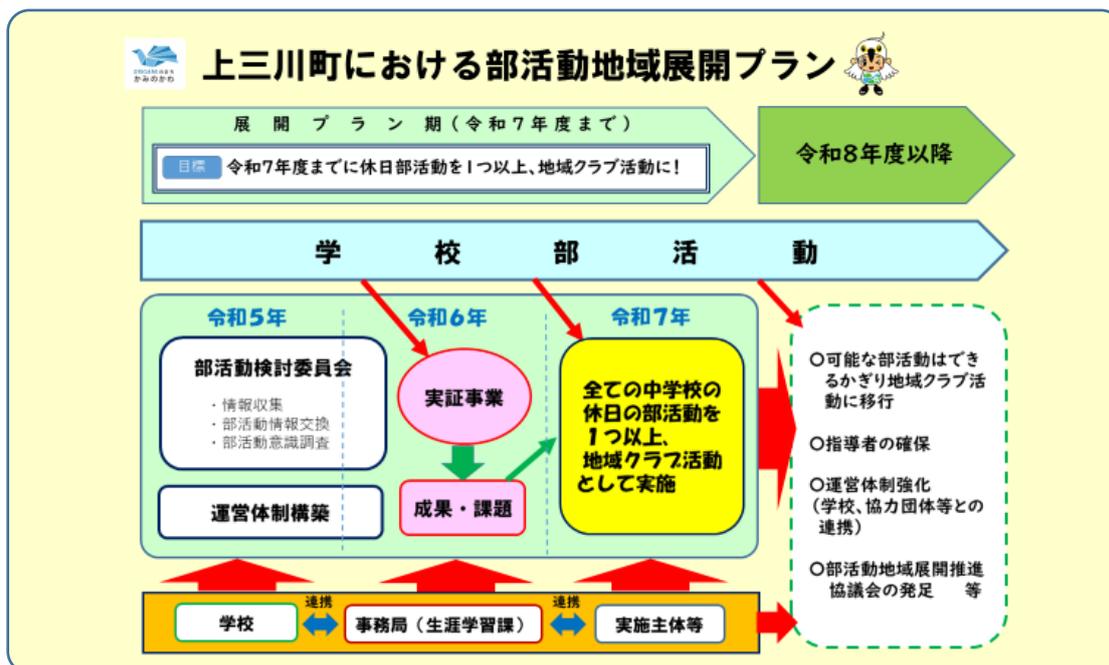
生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむとともに、地域ぐるみで生徒の豊かな心を育むことができる環境づくりに努めます。

#### (2) 本基本方針の方向性

- 生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境づくりを目指します。
- 学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで生徒の豊かな心を育むことを目指します。
- 地域の実情に合わせ、中学校の部活動を段階的に地域クラブ活動として実施することを目指します。
- 教職員の時間外勤務数の減少、及び業務負担軽減を目指します。

#### (3) 町における部活動地域展開に関する計画

町では、令和5年から令和7年度までを部活動地域展開期間とし、令和8年度からは地域の実情に応じて、可能な部活動をできる限り、地域クラブ活動に展開することを目指しています。



【令和5年度】

- ・部活動検討委員会（第1～3回）
- ・部活動意識調査アンケート実施

【令和6年度】

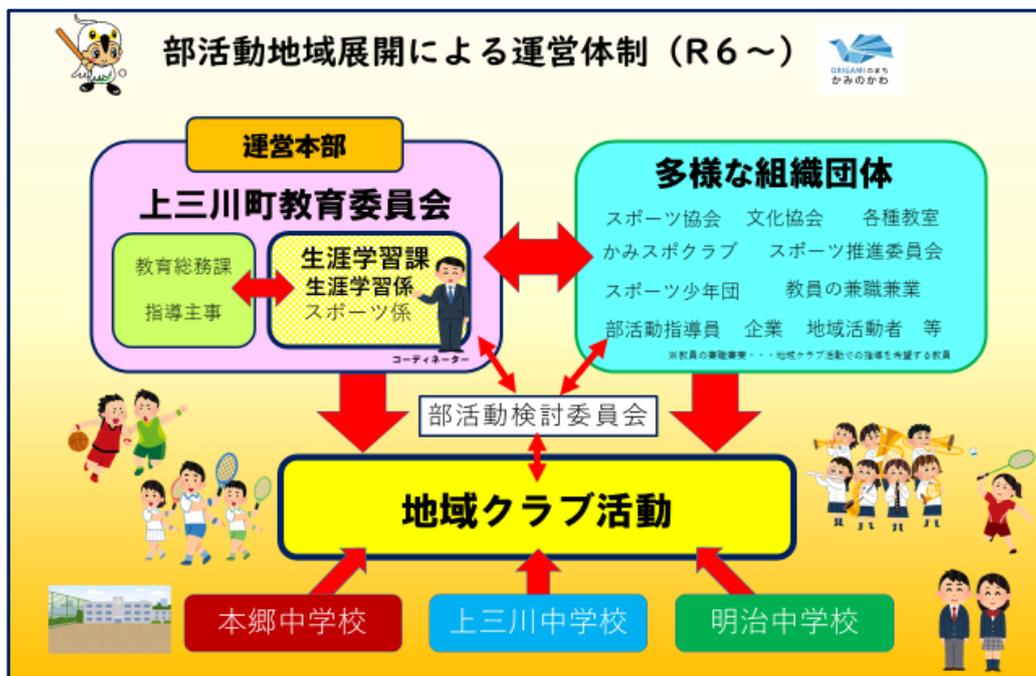
- ・運営体制構築（事務局：生涯学習課、コーディネーター配置）
- ・部活動顧問ヒアリング調査
- ・地域団体ヒアリング調査
- ・上三川町地域クラブ発足（上三川町地域クラブ活動実施要綱制定）
- ・地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業  
→モデル部活動の検証（陸上・サッカー）
- ・部活動検討委員会（第4～6回）
- ・上三川町部活動の地域展開基本方針策定

【令和7年度以降】

- ・地域クラブ活動の実施
- ・地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業継続
- ・部活動地域展開推進協議会の発足
- ・地域指導者研修会の実施
- ・コーディネーターによる学校及び地域団体等とのヒアリング活動 他

## 4 町・学校・地域等の役割

町では、各地域クラブ活動を統括する運営団体を上三川町教育委員会が担い、部活動地域展開を推進していきます。その際、将来にわたり持続可能な地域クラブ活動を実施していくには、町、学校、地域（実施主体等）、及び部活動検討委員会（部活動地域展開推進協議会）の連携が重要となります。



### (1) 町（運営団体）の役割

#### ア 生涯学習課（事務局）

部活動地域展開コーディネーターを配置し、部活動地域展開を推進します。

- ・基本方針の策定
- ・地域クラブ活動の運営
- ・実施主体との連絡・調整
- ・部活動検討委員会（部活動地域展開推進協議会）の運営
- ・地域クラブ活動の充実に向けた検証・改善
- ・学校と地域団体との連携・調整 等

#### イ 教育総務課

- ・事業の協働、学校との連携 等

### (2) 学校の役割

- ・本基本方針に基づく地域クラブ活動との連携、協力
- ・実施主体との連携、及び情報共有
- ・生徒指導に関するノウハウ伝授 等

(3) 実施主体（地域）

- ・上三川町部活動の地域展開基本方針に基づき、地域クラブ活動の実施  
※町から委託され、運営団体として、地域クラブ活動を実施することもある。
- ・町（運営団体）や学校との連携
- ・指導者研修の参加 等

(4) 部活動地域展開に関する協議

学校、及び地域団体関係者等を中心に、教育委員会が委嘱した委員をもとに構成する会議を開催。

ア 部活動検討委員会（令和5・6年度）

- ・部活動地域展開に関する協議、及び情報交換

イ 部活動地域展開推進協議会（令和7年度以降）

- ・地域クラブ活動の運営等に関する協議、及び情報交換

(5) 町における学校部活動と地域クラブ活動の対比

各校の実情に応じて、地域クラブ活動と学校部活動を併存させながら、生徒の活動機会を保障します。

	【地域クラブ活動】	【学校部活動】
位置付け	社会教育の一環 (学校と地域が連携して行う活動)	学校教育の一環 (教育課程外の学校教育活動)
運営団体 実施団体	上三川町教育委員会 上三川町地域クラブ、スポーツ協会、文化協会、かみスポクラブ、各種教室、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団、地域活動者 等	学校
責任	上三川町教育委員会 実施主体となる団体	学校、上三川町教育委員会
対象	当該校の生徒 地域の生徒	当該校の生徒 関係校の生徒(合同チーム)
主な指導者	地域指導者 教員の兼職兼業	教員 部活動指導員、部活動補助員
活動場所	学校施設、社会教育施設 公共スポーツ・文化施設 等	学校施設
活動日	休日1日 平日は原則学校部活動	平日4日 休日1日
活動時間	3時間程度	平日2時間程度 休日3時間程度
費用	保護者会費等	保護者会費等
保険・補償	損害保険等に参加 (災害共済給付対象外)	日本スポーツ振興センター (災害共済給付制度加入済)
指導者の報酬	運営団体が報酬を設定	休日の学校部活動は特殊業務手当

## 5 地域クラブ活動の実施内容

町では、「上三川町部活動の地域展開基本方針」に基づき、「生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむとともに、地域ぐるみで生徒の豊かな心を育む」という理念のもと、地域クラブ活動に取り組みます。また、各種目においては別に定める「上三川町地域クラブ活動実施要綱」を遵守して実施します。

### (1) 参加生徒

原則として、上三川町内に在住する中学生、及び地域クラブの目的に賛同する者であること。

### (2) 指導者

生徒が生涯を通じて活動に親しむ習慣の基礎を培うことができるよう指導でき、上三川町教育長の承認を得た者。

### (3) 活動日

- ・土曜日、もしくは日曜日のどちらか1日「月4回程度、祝日可」
- ・活動時間は、3時間とする。

### (4) 活動場所

学校施設、及び町内公共施設等

### (5) 安全管理

緊急対応マニュアルで適切に対応

### (6) 大会等

- ・各種目で大会の参加形態を相談して決める。
- ・引率は、練習試合を含め中体連大会以外は、原則、地域指導者が行う。(各種大会における規約等に対応が異なるため、学校・地域クラブ・事務局で検討する。)

### (7) 参加費用

国や県の補助、又は町単費がある場合は、活用する。そのほか、保護者から会費(受益者負担)を徴収する。

### (8) 保険

損害保険等に加入(受益者負担)

### (9) 個人情報

地域クラブが知り得た個人情報は地域クラブ運営のみに使用し情報の管理を徹底する。

## 終わりに

多くの有識者を集めて行われた、「上三川町立中学校の部活動検討委員会」は、令和5年の8月に発足し、それから2年間、令和7年2月まで合計6回の会議を重ねました。地域展開の方法から、方針の構想に至るまで様々な面で、様々なお立場から貴重なご意見をいただきました。協議では、「少子化という中でも、学校部活動で培われる貴重な体験をこれからも継続させたい」という思いのもと、町の子供たちの未来を熟慮しいただいた温かい言葉の数々は、どれも貴重なものばかりでした。

中学生という多感な時期に、子供たちが活動を通して、多様な他者と体験や経験を共有することは、人間形成においてかけがえのない財産になると思うところです。

今回策定しました基本方針をもとに、学校と地域が連携・協働しながら、多様なスポーツ・文化芸術活動の環境づくりを推進することは、新たな人と人とのつながりを生み、世代間の交流を促進するものと考えます。そして、この部活動の地域展開を通じた新たな「まちづくり」につながるものと期待するところです。

※上三川町では、学校が地域に包摂されながら地域ぐるみで、生徒の豊かで幅広い活動機会一緒になって作っていくという考えから、「部活動地域移行」から「部活動地域展開」と名称にしています。

# 資料編

資料1 上三川町立中学校の部活動検討委員会設置要綱

資料2 上三川町立中学校の部活動検討委員会委員名簿

資料3 上三川町立中学校の部活動検討委員会開催日・内容

上三川町立中学校の部活動検討委員会設置要綱  
(設置)

第1条 上三川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を踏まえた、上三川町立中学校(以下「中学校」という。)の部活動の地域移行及び、合同部活動の在り方に向けた課題を総合的に検討するため、上三川町立中学校の部活動検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育委員会に提言する。

- (1) 部活動の地域移行に必要な事項に関する事
- (2) 児童生徒、保護者及び教職員への調査、研究に関する事
- (3) 部活動の在り方についての情報収集に関する事
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項に関する事

(委員)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校関係者
- (4) スポーツ及び文化関係団体の代表
- (5) 教育委員会事務局課長
- (6) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として提言を行った日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、任期の途中においても委嘱を解くことができる。

3 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充する。

(組織)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は検討委員会を代表し、会議を主宰する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

## 上三川町立中学校の部活動検討委員会委員名簿

NO	所 属	役 職 等	氏 名	備考
1	明治中学校	校長	吉澤 勝	委員長
2	上三川町議会	総務文教常任委員会委員長	小川 公威	副委員長 第1～第2回
3	上三川町議会	総務文教常任委員会委員長	田崎 幸夫	副委員長 第3～第6回
4	上三川町議会	総務文教常任委員会副委員長	鶴見 典明	第1～2回
5	上三川町議会	総務文教常任委員会副委員長	松本 信明	第3～6回
6	本郷中学校	P T A会長 (第1～3回) P T A顧問 (第4～6回)	野澤 浩明	
7	上三川中学校	P T A役員 (第1～3回) P T A会員 (第4～6回)	佐野 蓉子	
8	明治中学校	1年生学年委員長	山崎 梨江	
9	本郷北小学校	P T A副会長	石浜 卓	
10	明治小学校	P T A会長	鶴見 和浩	
11	本郷中学校	校長	上岡 尚子	
12	上三川中学校	校長	増渕 忍	
13	上三川小学校	校長	佐藤 秀彦	
14	坂上小学校 (第1～3回) 北小学校 (第4～6回)	校長	小埜 真穂	
15	明治中学校	教諭	山崎 文敬	
16	上三川町スポーツ協会	会長	國枝 保法	
17	上三川町スポーツ推進委員会	会長	伊藤 和彦	
18	かみスポクラブ	代表	坂本 和男	
19	上三川町スポーツ少年団 坂上ミニバスケットボールクラブ	チーム責任者	高松 由紀子	
20	上三川町文化協会	事務局次長	奈良岡 典子	
21	教育総務課	課長	佐藤 史久	
22	生涯学習課	課長	深谷 昇	

## 上三川町立中学校の部活動検討委員会開催日・内容

	開催時期	開催概要
第1回	令和5年8月4日(金) 14:30～	1 国・県の動向説明 2 上三川町内中学校の現状説明 3 各種団体の現状説明、及び意見交換 4 今後の予定説明
第2回	令和5年11月9日(木) 14:30～	1 中学校部活動意識アンケート調査 2 部活動に関する意見交換
第3回	令和6年2月26日(月) 14:30～	1 講話「部活動地域移行実証事業実施の市町の状況について」 栃木県教育委員会健康体育課 体力向上・部活動改革担当 指導主事 鈴木 保臣 氏 栃木県教育委員会河内教育事務所学校支援課 副主幹 野口 幹 氏 2 部活動地域移行に関するアンケート結果
第4回	令和6年6月24日(月) 14:30～	1 今後の方向性についての検討 2 部活動地域展開の基本方針①
第5回	令和6年9月2日(月) 14:30～	1 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業の進捗状況① 2 部活動地域展開の基本方針②
第6回	令和7年1月20日(月) 14:30～	1 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業の進捗状況② 2 部活動地域展開推進協議会 3 部活動地域展開の基本方針③